

## 高槻市制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、建設工事等の制限付一般競争入札の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

**第2条** 制限付一般競争入札の対象は、次のとおりとする。

- (1) 土木・建築・その他の工事 設計金額が800万円以上
- (2) 設計コンサル等業務委託 設計金額が400万円以上

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が上記の額に至らない場合でも、事情により制限付一般競争入札の対象とすることができる。また、設計金額が上記の額を超える場合であっても事情により、指名競争入札等他の方法によることができるものとする。

(参加資格)

**第3条** 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の参加要件に該当しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 対象工事に対応する建設業の許可を受けていること。
- (5) 共同企業体方式で施工する場合にあっては、特定建設工事共同企業体を結成すること。

(制限の設定)

**第4条** 必要があると認めるときは、前条の参加資格要件に加えて次の制限を設けることができる。

(1) 工事関係

- ① 特定建設業の許可（予定価格5,500万円以上、ただし、建築一式は予定価格8,000万円以上）
- ② 監理技術者の配置（予定価格5,500万円以上、ただし、建築一式は予定価格8,000万円以上）
- ③ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果のそれぞれの工種にあった総合評定値の下限又は上限及び下限。

ただし、市外業者及び市内業者を同時に対象とする場合は、市内業者については、下位の数値で定めることができる。

- ④ 対象工事と同種類の公共工事の施工実績
- ⑤ その他工事内容に特別の事情がある場合における個別の制限

(2) 設計関係

- ① 経営状況調書の年間平均実績高、自己資本額、常勤職員数等委託内容に必要な項目についての下限又は上限及び下限
- ② その他委託内容に特別の事情がある場合における個別の制限
- (3) 発注日現在の手持工事数、1発注日の応募件数
- (4) 制限付一般競争入札成立のための必要最少申込者数
- (5) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領に基づく制限

(公告等)

**第5条** 制限付一般競争入札に付すときは、高槻市財務規則第94条の規定に基づき公告を行わなければならない。

(設計図書等)

**第6条** 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、市が指定する場所で設計図書等を購入しなければならない。

- 2 入札参加者が設計図書等の内容に質問のあるときは、文書で質問を提出するものとし、市は回答を公表する。

(入札参加資格申請)

**第7条** 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申出書(以下「申出書」という。)及び共同企業体を対象とするものについては建設工事入札参加資格申請書(特定建設工事共同企業体)(以下「共同企業体申請書」という。)を入札書と同時に提出しなければならない。

(入札参加資格の事前審査)

**第8条** 入札参加資格について、申出書及び共同企業体申請書に基づく事前審査を行う。不適格者には通知する。

(入札参加資格の事後審査及び落札者の決定)

**第9条** 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格を入札した者又は低入札価格調査制度を適用する場合は最低の価格を入札した者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者は、入札参加資格を証明する必要書類を提出しなければならない。
- 3 事後審査として落札候補者から提出された書類を審査し、適格者は落札者とする。不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とする。

(積算内訳書の提出)

**第10条** 制限付一般競争入札は、入札参加者から積算内訳書の提出を求めることができる。

(その他)

**第11条** その他制限付一般競争入札の実施に必要な事項は、高槻市入札参加者選考委員会の意見を聞きその都度定める。

**附則**

1 高槻市制限付一般競争入札・公募型指名競争入札・意向確認型指名競争入札実施基準は廃止する。

2 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2条第1号括弧書き及び同条第2号括弧書きについては、平成18年10月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

**附則**

この要綱は、令和5年1月1日から適用する。